平成２２年（フ）第３７５号
和歌山市西布経丁６丁目１番地
債務者　山本　克爾
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７１号
福島県白河市関川窪85番地　市営４―305号
債務者　坂本　帝子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１６８７号
名古屋市港区善南町33番地の１　宝マンション善南公園410号
債務者　城山　美奈
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７３号
神戸市中央区二宮町１丁目４番10―702号、従前の住所神戸市中央区神若通１丁目３番13号
債務者　村上　美貴（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８４号
神戸市中央区山本通３丁目16番25号エバーグリーンテラス201
債務者　梅木　綾子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０２号
神戸市須磨区潮見台町４丁目４番31号　カネボウ潮見台マンション401号、住民票上の住所神戸市須磨区関守町３丁目３番17号
債務者　灘先　政代
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５号
福岡県豊前市大字八屋1520番地　本町団地55号
債務者　村田　蓉子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
長崎県島原市湊道２丁目7019番地２
債務者　吉田　愛子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
青森県八戸市大字鮫町字上手代森13番地６
債務者　長根　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
青森県八戸市大字新井田字八森平２番地２　サンオオクボ７号
債務者　平田　令子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
青森市はまなす２丁目４番15号
債務者　角谷　美雪
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
青森市本町２丁目９番１号　メゾン・ド・ラポートＡＯＭＯＲＩ204号
債務者　佐山亜由美
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
神奈川県横須賀市根岸町５丁目21番34―２―Ｂ号、申立時の住所神奈川県横須賀市岩戸４丁目６番１－９号
債務者　田端　初美
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１５０号
神奈川県横須賀市久里浜５丁目７番11号　中豊アパート203
債務者　野田　秀子（旧姓稲福）
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１６３号
神奈川県横須賀市野比５丁目５番６号　横須賀老人ホーム
債務者　大内　正治
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１６６号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田2978番地８
債務者　片岡　晃久
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１７０号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目10番地５　フォーアール富士見101
債務者　松井　佑太
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部